日本食・食文化普及の人材育成支援事業実施要領(案)

制定 平成 31 年 3 月 29 日 30 食産第 5300 号 農林水産省食料産業局長通知

- 一部改正 令和2年3月31日元食産第5847号
- 一部改正 令和3年3月30日2食産第6690号
- 一部改正 令和4年4月1日3輸国第5307号
- 一部改正 令和5年3月30日4輸国第6052号
 - 一部改正 令和6年●月●日5輸国第●●号

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱(令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)別表1において、区分の欄の1の(1)のエの1の日本食・食文化普及の人材育成支援事業(以下「本事業」という。)は、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 交付等要綱別表1において、補助事業者の欄の4にある輸出・国際局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
- (1)農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人
- (2) 法人格を有しない団体で輸出・国際局長が特に必要と認める団体(以下「特認団体」という。)
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画(交付等要綱第6の事業実施計画をい う。以下同じ。)を提出する際、別記様式1を併せて輸出・国際局長に提出し、その 承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

事業実施主体は、以下1から4までの事業のうち、一つ以上の事業を実施するものと する。

なお、複数の事業を実施する場合は、事業間の連携を図り、事業効果を高めるよう工 夫を行うこと。

1 日本食・食文化普及人材育成支援事業

海外における日本食・食文化の一層の理解増進と日本産農林水産物・食品(以下「日本産品」という。)の輸出促進を図るため、海外の外国人日本食料理人を招へいし、日本料理店で研修を行うこと等により、海外において日本食・食文化及び日本産品の魅力発信のための先導的役割を担う人材又は、我が国の食関連事業者等が海外展開をする際に現地でのパートナーとなり得る人材を育成することを目的として、以下(1)から(5)までの取組を実施するものとする。

(1) 研修生の選考

アジア、欧州、米州、大洋州及び中近東の地域のうち4地域以上から、料理学校の卒業生又は日本料理の調理に従事した経験のある者であって、本事業の研修終了後は、海外において日本食料理人として日本食・食文化の普及及び日本産品の魅力発信のための先導的役割を担うこと又は我が国の食関連産業の海外展開に関わることが見込まれる者を、本事業の研修生として合計 10 名以上選考する。

なお、研修生の選考に当たっては、候補者について第三者への確認等を含む確実な身元確認を実施する。

(2)研修の実施等

(1) で選考した研修生を招へいし、次に掲げるア及びイの研修を実施する。

ア 基礎研修の実施

イに掲げる研修の効果を十分に享受することが可能となるよう、本研修に必要な日本語の修得のほか、日本料理に関する基礎的知識及び調理技能を修得するための集団研修及び我が国の先進的な食関連施設の現地調査等の研修を実施する。

イ 日本料理店等での研修の実施

研修生に対して実践的な指導を行うことができる日本料理店に研修生を配属 し、日本料理における食品衛生管理、日本の食文化、おもてなし等に関する知識及 び調理技能を修得させるための研修を実施する。

(3)研修報告会の開催

(2) の研修終了後、研修成果を確認するための研修報告会を開催する。

(4) 研修効果発現促進検討会の開催

本研修の効果発現をより高めるため、日本料理人、食関連事業者、学識経験者等の有識者で構成する研修効果発現促進検討会を3回以上開催し、本研修の成果、効果、改善方策等を検討する。

(5)報告書の作成

(1)から(4)までの取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。 また、本事業終了後、招へいした研修生の状況を把握し、農林水産省の求めに 応じてその状況を報告すること。

(補助対象経費)

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、通訳費、 翻訳料、専門家指導活動費、海外渡航保険料、資料作成費、テキスト作成費、 資料印刷費、研修に必要な食材等購入費、消耗品費、賃借料、通信運搬費、研 修生の招へい費及び滞在に要する経費、研修生日当・旅費、報告書印刷費等 (補助率)

定額

2 日本料理の調理技能認定推進支援事業

海外における日本食・食文化及び日本産品の魅力の適切かつ効果的な発信を図るため、海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン(以下「調理技能ガイドライン」という。)に基づき、民間団体等が自主的に海外の外国人日本食料理人のうち日本料理の知識及び調理技能が一定のレベルに達した者を認定する制度(以下「調理技能認定制度」という。)の適正な運用・管理及び調理技能認定制度の効果の拡大を目的として、以下(1)から(3)までの取組を実施するものとする。

(1) 調理技能認定制度の運用・管理等の実施

民間団体等による認定等の取組が調理技能ガイドラインに基づいて適正に行われるように適切に管理する。また、調理技能認定制度による効果を最大化するため、(2)によるもののほか、調理技能認定制度の認知度及び活用価値の向上並びに調理技能認定制度の認定者の増加に係る検討等を行う。

(2) 調理技能認定制度の講習会・PRの実施

調理技能認定制度の普及拡大(認定者数の増加を含む。)を一層促進するために 必要となる講習会や、認知度向上のためのイベントの開催、広報活動等を実施する。

(3) 報告書の作成

(1)及び(2)の取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。また、本事業終了後、認定者の状況を把握し、農林水産省の求めに応じて、その状況を報告すること。

(補助対象経費)

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、海外渡航保険料、通訳費、翻訳料、資料作成費、テキスト作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、会場設営費、会場装飾費、食材等購入費、通信運搬費、輸送費、広報普及費、報告書印刷費等

(補助率)

定額

3 日本料理コンテスト等による魅力発信支援事業

海外において日本食・食文化及び日本産品の魅力を適切かつ効果的に発信し、更なる日本産品の輸出の拡大に繋げるためには、日本産品のみならず日本食・食文化の理解・普及を図ることが重要であることから、日本食・食文化の魅力を理解し発信できる外国人日本食料理人を育成し、こうした人材の活躍を通じて海外における日本食・食文化や日本産品の魅力発信機会を構築することを目的として、以下(1)から(4)までの取組を実施するものとする。

なお、本事業の実施に当たっては、日本食普及の親善大使や日本料理の調理技能認 定制度、海外の料理学校等を活用するものとする。

(1) 日本料理コンテスト出場者の選考

日本料理コンテストは、すし以外を対象とする「日本料理部門」と、すしを対象と

する「すし部門」を設け、それぞれ出場する外国人日本食料理人を選考する。

なお、「日本料理部門」及び「すし部門」ともに、幅広い層の料理人が参加できるような課題を設定する。

(2) 日本料理コンテストの実施

ア 日本料理部門

国内外の3か所以上の都市でコンテストを実施する。

イ すし部門

国内外の1か所以上の都市でコンテストを実施する。

(3) 人材育成の取組の実施

日本料理コンテスト開催に併せて、出場者や開催都市周辺の外国人料理人等を対象とした日本食・食文化及び日本産品に対する知識・理解を更に深めるためのイベント・セミナー等を実施する。

(4)報告書の作成

(1)から(3)までの取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。また、本事業終了後、認定者の状況を把握し、農林水産省の求めに応じて、その状況を報告する。

(補助対象経費)

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、海外渡航保険料、通訳費、翻訳料、WEB サイト関係費、資料作成費、テキスト作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、会場設営費、会場装飾費、食材等購入費、通信運搬費、輸送費、広報普及費、報告書印刷費等

(補助率)

定額

4 海外料理学校等での日本食講座開設・講師派遣支援事業

海外では、日本食レストランが増加傾向にある一方、専門的な知識・技能を有する 日本食料理人や、海外の料理学校で日本食の専門的な知識・技術を講義・指導できる 講師が不足していることから、日本食・食文化及び日本産品を適切に普及できる外国 人日本食料理人の育成を図るため、以下(1)及び(2)の取組を実施するものとす る。

(1) 日本食講座開設・講師派遣の実施

海外の料理学校等において、専門的な知識・技能を有する日本食料理人や、海外の料理学校で日本食の専門的な知識・技術を講義・指導できる講師による日本食講座カリキュラム作成、講師派遣等を実施する。

(2) 報告書の作成

(1)の取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。また、本事業終了後、 認定者の状況を把握し、農林水産省の求めに応じて、その状況を報告すること。

(補助対象経費)

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、海外渡航保険料、通訳費、翻訳料、資料作成費、テキスト作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、会場設営費、会場装飾費、食材等購入費、通信運搬費、輸送費、広報普及費、

報告書印刷費等

(補助率)

定額

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和6年度とする。

第5 採択基準等

交付等要綱第5の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- (2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検 証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 事業実施主体が事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業の成果目標

事業実施主体は、実施する事業を通じて、日本産品の輸出拡大に貢献していること を検証できる成果目標を設定することとする。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の提出

事業実施主体は、交付等要綱第6の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、輸出・国際局長に提出するものとする。ただし、事業実施計画の変更 (2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止については、交付等要綱第15の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出 のあった資料と重複するものは、その添付を省略できる。

2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第6の3の輸出・国際局長等が別に定める重要な変更は、次に掲げると おりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付等要綱別表1の日本食・食文化普及の人材育成支援事業の項の重要な変更の 欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更
- 3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる 事項を事業実施計画の別記様式2の別添「第1 総括表」における「事業の委託」の 欄に記載することにより輸出・国際局長に提出するものとする。

委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業等の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分(事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)を除き、この限りでない。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第8 事業実施状況等の報告

- 1 事業実施主体は、交付等要綱第 33 の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画(別記様式2)に準じて事業実施状況報告書を作成し、事業の一環として作成した報告書を添付の上、輸出・国際局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号)第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。
- 2 事業成果の報告

事業実施主体は、別記様式3により、設定した事業目標の達成状況について報告するものとする。

第9 事業遂行状況の報告

交付等要綱第 18 に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに農林水産大臣に提出するものとする。

ただし、交付等要綱第 19 の規定に基づき概算払を受けようとする場合には、交付等 要綱別記様式第 6 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第10 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権(以下「特許権等」という。)が発生した場合には、その特許権等は事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

- (1)本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合にはそ の都度遅滞なく輸出・国際局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部

を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に輸出・国際局長と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の 取扱いについては、あらかじめ両者で協議・調整を行うこと。

第11 留意事項

1 事業実施主体は、在外公館や独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)、事業を 実施する都市の日本食レストラン、日本企業等との連携により、事業効果を高めるよ う工夫を行うこと。

また、事業の実施に当たっては参加者の募集を行うなど幅広い事業者の参加が可能 となるように努めること。

2 事業実施主体は、事業遂行に当たり、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定)を考慮するとともに、他の日本食・食文化を普及する取組との連携を図り、それぞれの事業が相乗効果を発揮できるよう努めること。

また、事業の実施に当たっては、事業実施後に日本産品の輸出促進に繋がる取組となるよう、海外において日本産品を取り扱う流通事業者等と連携すること。

- 3 事業の中で制作した情報コンテンツ等については、農林水産省においてウェブ等で 情報発信を行うためにその提供を求めた場合には、農林水産省に対して無条件で提供 すること。
- 4 事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

第12 海外の付加価値税に係る還付金の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第13 その他

本事業の実施により収入が発生した場合には、以下の計算式により当該収入を本事業に係る経費から差し引いて補助金額を計算するものとする。

(「補助対象経費」-(「補助事業実施により発生した収入」-「補助事業実施に要した補助対象外経費」))×補助率

附則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 食文化発信による海外需要創出加速化事業実施要領(平成30年3月30日付け29食産

第5557号農林水産省食料産業局長通知)は廃止する。

3 2による廃止前の要領により平成30年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和●年●月●日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1 (第2関係)

番 号 年 月 日

輸出・国際局長 殿

特認団体承認申請書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度(月~月)
- 7 構成員

111-3	,, -, -,						
名和	称	所在地	大企業・中小 企業の別	従業員 数	年間 販売額	主要事業	備考

- (注) 生産者団体等については、これに準じた様式とすること。
- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程(又はこれに準ずるもの)並 びに総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類 (設立総会資料、設立総会議事録等)
 - (3) その他参考資料

番 号 年 月 日

輸出・国際局長 殿

令和〇〇年度日本食・食文化普及の人材育成支援事業実施計画の提出(変更、中止、 廃止)について

農林水産物・食品輸出促進対策事業交付等要綱(令和4年4月1日付け3輸国第5108号 農林水産事務次官依命通知)第6の1(注1)の規定に基づき、関係書類(注2)を添え て提出(変更、中止、廃止)する。

(変更理由)

000000000(注3)

(中止、廃止の理由)

000000000(注4)

- (注1)変更、中止、廃止の提出の場合は、「第6の3」とする。
- (注2) 関係書類として別添1及び2を添付すること。
- (注3)変更の場合には、事業の変更の理由を記載し、提出した事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。
- (注4) 中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。
- (注5)事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「令和〇〇年度日本食・食文化普及の人材育成事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添には実績を記載すること。

(別添1)

第1 総括表

			負担区分			
事業種類	事業細目	事業費	国庫補助金	事業実施主体	事業の委託	備考
		刊	千円	千円	委託する事	
					業の内容及び	
					それに要する	
					経費	
合	計					

- (注) 1 事業種類は、交付等要綱別表1の区分により記入すること。
 - 2 事業細目は、交付等要綱別表1の日本食・食文化普及の人材育成支援事業の項 の経費の欄により記入すること。

第2 日本食・食文化普及の人材育成支援事業実施計画

- 1 事業実施主体の概要
- (1) 設立目的
- (2) 設立年月日
- (3) 主たる業務の内容
- (4) 事業担当者連絡先
 - ① 所属、役職名及び氏名
 - ② 所在地
 - ③ 電話番号及び FAX 番号
 - ④ Eメールアドレス
- 2 事業目的
- 3 事業目標等
- (1) 事業目標
 - ※実施する事業について達成すべき定量的な成果目標等を記載すること。
 - ① 日本食·食文化普及人材育成支援事業
 - 本事業の実施により、以下の指標を達成することを目標とする。
 - ・本事業による研修を修了した海外の外国人日本食料理人が、自らが勤務する 飲食店等において使用する日本産品の品目数又は仕入金額を、事業終了後2 年以内に30%以上増加させる。
 - ※成果目標の記載例

目標年度の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額 (令和●年度)○○千円-現状の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額(令和●年度)○○千円 = 差額(仕入れ増加額) ○○千円

- ・本事業による研修を修了した海外の外国人日本食料理人が、自らが勤務する 飲食店等において日本食講習会を開催する。
- ② 日本料理の調理技能認定推進支援事業

本事業の実施により、以下の指標のうち一つ以上を達成することを目標とする。

- ・調理技能認定制度の認定者数を100名以上増加させ、このうちの30%をゴールド又はシルバーとする。
- ・調理技能認定制度の認定者数を150名以上増加させる。
- ・本事業により認定された海外の外国人日本食料理人が、自らが勤務する飲食 店等において使用する日本産品の品目数又は仕入金額を、事業終了後2年以 内に30%以上増加させる。
 - ※成果目標の記載例

目標年度の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額 (令和●年度)○○千円-現状の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額(令和●年度)○○千円 = 差額(仕入れ増加額) ○○千円

- ③ 日本料理コンテスト等による魅力発信支援事業
 - 本事業の実施により、以下の指標のうち一つ以上を達成することを目標とする。
 - ・「日本料理部門」と「すし部門」のコンテスト出場者(外国人料理人)を合わせて100名以上とする。

- ・コンテスト出場者(外国人料理人)が、自らが勤務する飲食店等において日本食講習会を開催する。
- ・コンテスト出場者(外国人料理人)が、自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の品目数又は仕入金額を、事業終了後2年以内に30%以上増加させる。

※成果目標の記載例

目標年度の自らが勤務する飲食店等において使用する日本産品の仕入金額 (令和●年度)○○千円-現状の自らが勤務する飲食店等において使用する 日本産品の仕入金額(令和●年度)○○千円 = 差額(仕入れ増加額)○○ 千円

- ④ 海外料理学校等での日本食講座開設・講師派遣支援事業
 - 本事業の実施により、以下の指標のうち一つ以上を達成することを目標とする。
 - ・2か所以上の海外料理学校等において、日本食の専門的な知識・技能を学ぶことができる日本食講座開設・講師派遣支援を実施する。
 - ・本事業により支援した日本食講座に100名以上参加させる。
- (2) 事業成果・効果の検証方法
- (3) 事業成果 (事業目標に対する事業の取組実績を記載)
- 4 事業実施体制図(連携又は委託を行う団体があればその名称、概要及び事務処理体系も記載)
- 5 事業実施スケジュール(主な事業の開催時期、開催地及び主な内容を記載)
- 6 事業内容
 - ※実施する事業について具体的に記載すること。
- (1) 日本食・食文化普及人材育成支援事業
 - ① 研修生の選考(選考時期、選考対象者・対象国、選考内容・選考方法、研修生 数等)
 - ② 研修の実施等
 - ア 集団研修の実施(実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等)
 - イ 日本料理店等での研修の実施(実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等)
 - ③ 研修報告会の開催 (実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等)
 - ④ 研修効果発現促進検討会の開催(実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等)
 - ⑤ 報告書の作成(作成部数、配布先等)
- (2) 日本料理の調理技能認定推進支援事業
 - ① 運用・管理等の実施(実施時期、実施体制、実施内容等)
 - ② 講習会・PRの実施(実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等)
 - ③ 報告書の作成(作成部数、配布先等)
- (3) 日本料理コンテスト等による魅力発信支援事業
 - ① 日本料理コンテストの出場選手選考の実施(選考時期、選考対象者・対象国、 選考内容・選考方法等)
 - ② 日本料理コンテストの実施
 - ア 日本料理部門(実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等)
 - イ すし部門(実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等)

- ③ 人材育成の取組の実施(実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等)
- ④ 報告書の作成(作成部数、配布先等)
- (4) 海外料理学校等での日本食講座開設・講師派遣支援事業
 - ① 日本食講座開設・講師派遣の実施(実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等)
 - ② 報告書の作成(作成部数、配布先等)

(別添2)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

	申請時 (します)	(1) エネルギーの節減
1		オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
2		省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと(照明、空調、ウォームビズ・クールビス、燃費効率のよい機械の利用等)を検討
3		環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	申請時 (します)	(2) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
4		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
(5)		資源の再利用を検討

	申請時 (します)	(3) 環境関係法令の遵守等
6		みどりの食料システム戦略の理解
7		関係法令の遵守
8		環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
9		正しい知識に基づく作業安全に努める

- (注) 1 事業実施期間中に実施する取組にチェックした上で提出すること。
 - 2 「関係法令の遵守」については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)を遵守することを示す。

番 号 年 月 日

輸出·国際局長 殿

令和〇〇年度日本食・食文化普及の人材育成支援事業に係る事業成果の報告に ついて

日本食・食文化普及の人材育成支援事業実施要領(平成31年3月29日30食産第5300号農林水産省食料産業局長通知)第8の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

- (注1) 関係書類として別添及びを添付すること。
- (注2)「海外の外国人日本食料理人が、自らが勤務する飲食店等において使用する日本 産品の品目数又は仕入金額を、事業終了後2年以内に30%以上増加させる。」と いう目標を設定した場合は、事業終了後2年間にわたり毎年度、成果を報告するも のとする。

(別添)

- 1 事業実施主体
 - (1) 事業実施主体の名称
 - (2) 担当者の役職名及び氏名
 - (3)担当者の連絡先電話:メールアドレス:
- 2 事業の成果目標
- 3 目標達成状況 (注)事業実施の取組に対する達成状況を記載すること。
- 4 目標達成状況の背景(要因分析) (注)事業を実施した成果を含め、具体的に記載すること。
- 5 今後の見通し